

## 「改正後の専利法施行に関する関連審査業務処理暫定弁法」を6月1日より施行

第13期全国人民代表大会常務委員会第22回会議は、2020年10月17日に『中華人民共和国専利法』の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」を採決し、改正された専利法は2021年6月1日より施行される。専利法実施細則がまだ改正中であることから、改正後の専利法の施行を保障するため、国家知識産権局は「改正後の専利法の施行に関する審査業務処理暫定弁法」を制定し、現在公布し、2021年6月1日から施行する。専利出願人、専利権者又は関係当事者は、本法の規定に従い、関連業務を行うことができる。

ここに公告する。

国家知識産権局

2021年5月24日

### 改正後の専利法の関連審査業務処理暫定方法について

第一条 専利出願人は、2021年6月1日（当該日を含む、以下同じ）より、紙またはオフラインの電子出願形式により、改正専利法第二条第四款に従い製品の部分意匠の保護を求める専利出願を提出することができる。国家知識産権局は新たに改正された専利法実施細則が施行された後、上記出願を審査する。

第二条 出願日が2021年6月1日以降の専利出願について、出願人は改正専利法第二十四条第一款に規定される状況にあると判断した場合、紙形式で請求を提出することができる。国家知識産権局は新たに改正された専利法実施細則が施行された後、上記出願を審査する。

第三条 出願日が2021年6月1日以降の意匠専利出願について、出願人は改正専利法第二十九条第二款に従い意匠専利の優先権を求める書面による声明を提出することができる。国家知識産権局は、新たに改正された専利法実施細則が施行された後、上記出願及び優先権主張の基礎となる先行意匠専利出願を審査する。

第四条 出願日が2021年6月1日以降の専利出願について、出願人は改正専利法第三十条に従い最初に提出した専利出願書類の副本を提出することができる。

第五条 2021年6月1日以降に授権公告した発明専利について、専利権者は改正専利法第四十二条第二款に従い、専利権授権公告日から3ヶ月以内に紙形式で専利権期間補填請求を提出し、その後、国家知識産権局が発行した費用納付を通知する要求に従い関連費用を納付することができる。国家知識産権局は新たに改正された専利法実施細則が施行された後、上記請求を審査する。

第六条 専利権者は2021年6月1日より、改正専利法第四十二条第三款に従い、新薬の上市許可請求が承認された日から3ヶ月以内に、紙形式で専利権期間補填請求を提出し、その後、国家知識産権局が発行した費用納付を通知する要求に従い関連費用を納付することができる。国家知識産権局は新たに改正された専利法実施細則が施行された後、上記申請を審査する。

第七条 2021年6月1日より、専利権者は改正専利法第五十条第一款に従い、紙形式で自発的にその専利に対して開放許諾を実施することを声明することができる。国家知識産権局は新たに改正された専利法実施細則が施行された後、上記声明を審査する。

第八条 2021年6月1日より、権利侵害と訴えられた者は改正専利法第六十六条に従い、紙形式で国家知識産権局に専利権評価報告書の発行を請求することができる。

第九条 2021年6月1日より、国家知識産権局は改正専利法第二十条第一款、専利法第二十五条第一款第(五)項に従い、方式審査、実体審査、復審手続き中の専利出願を審査する。

第十条 出願日が2021年5月31日(当該日を含む)以前の意匠専利権の保護期間は10年であり、出願日から起算する。

第十一条 本法は2021年6月1日より施行する。